



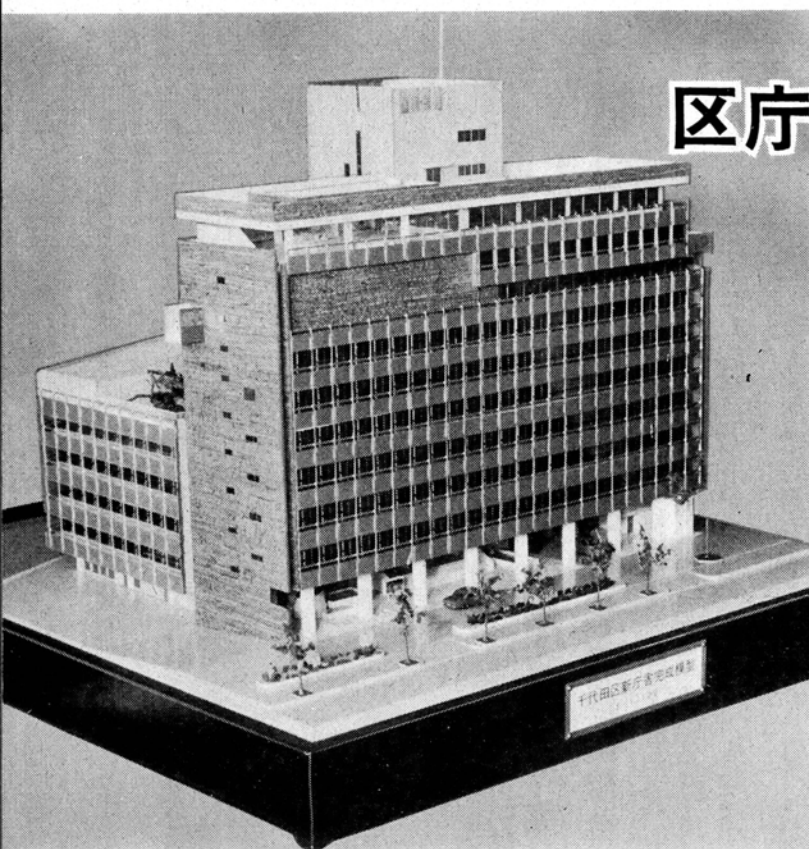
区のおしらせ

No. 265

区庁舎増築きまる

旧公会堂あとに

地上十階建て



区役所の建物が増築されることになりました。写真のような庁舎が出来ると、区民の皆さんの区役所が、より明るく広く、便利になります。

狭い現在の庁舎

現在の庁舎は、麹町支所と神田の本庁舎を統合して現位置に建てられたのですが、その後の事務

量の増加に伴って事務室が狭くなり、現在では図書館の閲覧室も一部事務室に使用している状態です。又、設備も不備をきたして区民の皆さんへのサービスと、事務の効率化にさしかえが出てきています。

地上十階地下二階建て
議事堂は八・九階に

そのため、昨年公会堂が新しく

建て替えられたのを機会に、旧公会堂及び現庁舎の一部を取りこわして新庁舎を増築することになったのです。

増築される新しい庁舎は、鉄骨鉄筋コンクリート造地上十階、地下二階、塔屋三階で、延面積一万二千三百七平方メートルとなり、旧庁舎、図書館を合わせた面積は一万八千二百平

方メートルになります。

一階には玄関をはじめ、地下駐車場へのスロープと図書館入口、一部に事務室、二階から五階が事務室、六階は会議室、七階、八階は本会議場や区議会事務局など区議会関係の各部屋、九階が議会傍聴席と職員厚生施設、十階は大会議室となる予定です。

又九階には公会堂への連絡通路が備けられ、地下は、一階が自動車を二十台収容出来る駐車場、二階はボイラー室や機械室になります。

そして、高速エレベーター二台をはじめ、暖冷房設備、庁内放送装置、消火装置などの諸設備も整えられることになっています。

完成は45年3月の予定
工事中入口は裏側に

工事は、二月中旬に着工し、昭和四十五年三月に完了する予定ですが、工事期間中、区役所事務室は、一部の部課が現庁舎内で移動するほか、入口が裏側の濠端に移ります。

区民の皆さんにはご不便、ごめいわくをおかけしますが、しばらくの間ごしんぼう下さるようお願いいたします。

あなたは選挙人名簿に 登録されていますか

＝満20歳になっただひとへ＝



満二十歳になると選挙権が得られる事はよく知られていますが、

これだけでは実際の選挙の時投票することが出来ません。

私は二十歳になったから当然投票出来るんだと思っているひとはいませんか。二十歳になっても「選挙人名簿」に登録されていないと選挙権は行使出来ません。

区選挙管理委員会では、3月1日現在で選挙人名簿に登録されるための申出を受け付けています。

つぎにあてはまるひとで、まだ選挙人名簿に登録されていないひとは必ず3月1日までに登録の手続きをしてください。

特に今年は六月末頃参議院議員の通常選挙が行なわれる予定になっています。

3月1日までに登録しないと、この選挙で投票することが出来ません。

貴重な一票をむだにしないために、忘れずに登録の手続きをとりましょう。

登録申出ができるひと

▽昭和22年9月3日から昭和23年3月2日までに生まれたひと

▽今年3月1日現在で、引き続き三か月以上千代田区に住んでいるひと（昭和42年12月1日以前から住んでいるひと）

登録申出をする場所

区選挙管理委員会（区民部区民課調査係内）か、出張所窓口

なお、登録申出は、本人か、家族のひとしか出来ませんからご注意ください。くわしいことは、区選挙管理委員会（内線243・244）へお問い合わせてください。

番町地区に新しい 投票所ができました

区では、このほど十七番目の投票所として、番町地区に新しい投票所（番町小学校）を設けました。この地域のひとびとは、つぎの

区庁舎の増改築議案

第一回区議会臨時会で議決

昭和43年第一回区議会臨時会は2月5日午後1時から区議会議事堂でひらかれました。

今回提案された議案は、区庁舎増改築の第一期工事の請負契約について、区議会の議決をもとめたものです。

この工事は、旧公会堂と現在の区庁舎の一部をとりこわし、地上十階、地下二階の建物に、建て替えるものです。（表紙の写真）

なお、工事中、区民の皆さんには、いろいろのご不便、ごめいわくをおかけすることと思ひます。が、よろしく願ひいたします。

▽区庁舎増改築

第一期請負工事契約

選挙から、新しい投票所で投票していただくことになります。

よろしくご協力ください。

▽新投票区と投票所名
第十七投票区 番町小学校

▽対象

麹町五・六丁目、紀尾井町六、七番地にお住まいのひと

（元の投票所は麹町小学校）
五番町・六番町にお住まいのひと
（元の投票所は九段小学校）

契約金額 五億八千五百万円
工事請負者
株式会社竹中工務店東京支店

区議会

第一回千代田区議会臨時会

2月5日 午後1時 議事堂
総務委員会

1月30日 午前10時 第一議員

控室

区民厚生委員会

1月22日 港区立麻布保育園を

視察

1月23日 神田・麹町両保育園

を視察

区制調査特別委員会理事會

1月19日 午後2時30分 第一

議員控室

1月25日 午後2時30分 第一

議員控室

建設・交通対策合同委員会

1月25日 午前11時 第一議員

控室 東京都交通局及び帝都

高速度交通営団より、地下鉄

六号、九号線の工事ならびに、

都電廃止に伴う代替バスに

ついて説明を聞きました

庁舎拡充特別委員会理事會

1月24日 午前10時 目黒区庁

舎を視察

各派幹事會

1月25日 午後2時 第一議員

控室

ご寄付をいただき

ありがとうございます

金七千円也 社会福祉事業資金として

富士見二一四一十二

同仁幼稚園々児一同

金五千円也 社会福祉事業資金と

して

西神田二一四一九 富川治朗氏

金五千円也 社会福祉事業資金と

して

西神田三一六一四 柴崎真一氏

金五万円也 社会福祉事業資金と

して

神田神保町三の九 野田栄二氏

特別区民税・都民税（個人事業税）の申告が同時にできる

確定申告の説明会

ことしも税金の申告をお願いする時期がまいりました。よろしくご協力をお願いします。

申告は、3月15日までに

特別区民税・都民税（個人）、個人事業税および所得税の申告受付期間は、2月16日から3月15日までです。

所得税の申告義務があるひと

確定申告書の裏面に「住民税・事業税に関する事項」欄がありこれに必要事項を書き入れていただければ、特別区民税・都民税（個人）および個人事業税の申告をする必要はありません。所得税の申告義務がないひと

特別区民税・都民税（個人分）の申告義務があるひとは、区役所へ、個人事業税の申告義務があるひとは、税務事務所へ、それぞれ3月30日までに申告をしてください。

申告の説明会をひらきます。

区では、麹町・神田税務署と千代田税務事務所、商工会議所、青色申告会、税理士会などと共同して、確定申告の説明会をつぎのとおりひらきます。ぜひ、ご出席ください。

2月19日（月）午後1時30分から4時まで。番町区民館

麹町二の十四

区役所番町出張所内
都電 麹町二丁目下車

2月20日（火）午後1時30分から4時まで。富士見区民館

富士見二一二十四

区役所富士見出張所内
国電 飯田橋駅下車

2月21日（水）午後1時30分から4時まで。製本会館

お子さんのことなら何でも

巡回児童相談をご利用ください

お子さんのことで心配事やお悩みはありませんか。

福祉事務所では、お子さんの家庭でのしつけ、進学適性、学校ごらい、勉強のしかた、わがまま、反抗、ちえおくれなど、0才から18才までのお子さんのあらゆる相談をお受けするため、つぎのとおり巡回児童相談を行ないます。

相談のお相手をするのは、児童福祉司、心理判定員など専門の職員です。どうぞお気軽にご利用ください。費用は無料です。

（神田錦町二の五）

都電 美土代町下車

2月22日（木）午後1時30分から4時まで。万世橋区民館

外神田一十一

区役所万世橋出張所内
国電 秋葉原駅下車

春のいっせいねずみ

退治にご協力ください

2月8日から15日までは「春のいっせいねずみ退治週間」です。ねずみとりの葉は2月8日、9日に町会を通じて各世帯に配ります。2月10日には、隣り近所いっ

とき・ところ

○2月22日（木）午前10時から午後3時まで

番町出張所（麹町二の十四）

○2月23日（金）午前10時から午後3時まで

神田保育園（神田淡路町二の九）

福祉事務所建物一階

なお、このことについてのくわしいことは、福祉事務所（電話（25）二六〇五・五四八一）へお問い合わせください。

せいに、ねずみの出そうな所へ葉を配置してください。なお、葉は小さなお子さんの手が届く所へ置かないようご注意ください。

また、ねずみのたべた葉の量やとらえたねずみの数は、町会の役員さんまでご報告ください。

ねずみとりについてのくわしい相談を行なっています。区民部国民課保健衛生係（内線25）へお問い合わせください。

首都美化功労で表彰うける

私達が住む首都東京を少しでも明るく美しく、首都美化のため日夜積極的に活動している区内の

千代田区二十周年を記念して作られた記録映画「われらの千代田」の貸出しについて、その手続きなどが、このほど決まりましたので、お知らせいたします。

千代田区内にある官公署、学校、社会教育関係団体、連合町会、町会、その他の団体。

なお、個人は、貸出しがうけられません。

貸出しの期間

貸出しをうけた日から二日

記録映画「われらの千代田」を貸し出します

以内

▽貸出しの手続き

使用する日の三日前までに借用申込書を提出してください。

▽借用料 無料

▽申込先

官公署、学校、社会教育関係団体で貸出しを受けたときは区教委社会教育課内社会教育ライブラリーへ、連合町会、町会、その他の団体で貸出しを受けたときは企画室へそれぞれ申し込んでください。

2・3月仙石荘申込状況

(2月1日現在)

月日	曜日	申込める人員	月日	曜日	申込める人員
2/10	土	12	23	金	61
11	日	36	24	土	18
12	月	46	25	日	55
13	火	55	26	月	55
14	水	0	27	火	休館
15	木	52	28	水	"
16	金	休館	29	木	"
17	土	0	3/1	金	61
18	日	24	2	土	46
19	月	55	3	日	61
20	火	24	4	月	61
21	水	24	5	火	61
22	木	40			

土曜日は、毎月1日に翌月の土曜日を行ないます。



米飯提供業者の登録をお忘れなく

ご飯を扱っている飲食店などは米飯提供業者の登録が必要です。

現在登録をしているひとは、登録が4月1日以降無効になるので昭和四十三年度の登録更新受付をつぎのとおり行ないます。お早めに手続きをしてください。

なお、これから新しく営業するひとや、まだ登録していないひと、必ず期間中に登録手続きをし

てください。

登録受付期間

2月20日から29日まで。但し、日曜日は除く

提出書類

○申請書二通(用紙は区民部商工課とお米屋さんにあります)

○現在の登録票

○保健所の営業許可書

登録更新手数料 四百五十円

登録受付場所

区民部商工課商工係窓口

受付期間中に登録更新手続きをしない場合は、新規の登録と同じ扱い(登録手数料九百円)になりますからご注意ください。

また、登録しないで営業すると食糧管理法違反となります。

くわしいことは、区民部商工課商工係(内線251)へお問い合わせください。

「区との取引きを希望するひとへ」

3月1日 見積参加願の受付

区では、昭和四十三年中に、

工事請負、その他、物品の供給など、区と取引をしたいひとの見積参加願いをつぎのとおり受け付けます。

○受付期間

3月1日～3月30日

○受付場所

総務部財務課契約係

○用紙

(区役所2階)

(工事関係)

東京都弘済会にあります

(物品関係)

総務部財務課契約係にあります。

新川橋、錦橋の公衆便所が使用できません

つぎの公衆便所が新しく建て替えられます。

新川橋公衆便所

飯田橋二一十一

錦橋公衆便所

神田錦町三の二十一

工期は、いずれも2月10日から

3月31日までです。工事期間中、不便をおかけしますが、近くの堀

留橋、一ツ橋の公衆便所をご利用ください。

神田橋公園が一時閉鎖されます

地下鉄都営六号線の工事が行なわれるため、つぎの期間神田橋公園が使えません。付近の皆さんにはご不便、ごめいわくをおかけしますが、よろしく願います。

閉鎖期間

昭和43年2月15日から昭和46年3月31日まで

工事だより

歩道設置工事

マ一ツ橋二丁目九番地先から一丁目三番地先まで(共立学園裏通り)延長二百十メートルに歩道を

つけます。工期は、四月下旬まで。

マ神田神保町三丁目七番地先から十五番地先まで(神保町三丁目南通り)延長二百十八メートルに歩道を

つけます。工期は、四月下旬まで。

路面補修工事

マ神田鍛冶町一丁目三番地先から一丁目五番地先までの車道と歩道、延長百二十五メートルを舗装し直します。工期は、四月上旬

まで。

路面補修工事

マ神田鍛冶町一丁目三番地先から一丁目五番地先までの車道と歩道、延長百二十五メートルを舗装し直します。工期は、四月上旬

まで。

路面補修工事

マ神田鍛冶町一丁目三番地先から一丁目五番地先までの車道と歩道、延長百二十五メートルを舗装し直します。工期は、四月上旬

まで。

路面補修工事

マ神田鍛冶町一丁目三番地先から一丁目五番地先までの車道と歩道、延長百二十五メートルを舗装し直します。工期は、四月上旬

区民の便

住所の異動について

問

私は、一か月ほど前、新潟県十日町市から、千代田区外神田二丁目へ移って働いています。こんど自動車の運転免許申請のため住民票が必要なのですが、とれないで困っています。

住民基本台帳法に変わったのですが、どうしたらよいのですか。

答

おたづねのことについては、昭和42年11月10日から住民基本台帳法が施行され住所の異動の際は、あらかじめ転出先と転出予定年月日を申告する制度になりました。これを転出届といいます。この届出があると転出証明書が交付されます。この転出証明書と米穀通帳、印鑑をもって新住所で転入届をすることによって、住民票が作られます。

あなたのばあい、あらかじめ転出届を出すべきでしたが、今からでも十日町市役所で転出証明書をもらい、万世橋出張所で、転入の手続きをしてください。なお、この手続きは、住所が変わってから14日以内にすることになっていますから、ご注意ください。